証券コード 8593

臨時株主総会
招集ご通知

MUFG
三菱UFJリース

開催日時

2021年２月26日（金曜日）
午前10時（受付開始　午前９時30分）

開催場所

東京都千代田区紀尾井町４番１号
ホテルニューオータニ
ザ・メイン宴会場階　鶴（西）の間
前回と会場が異なっておりますのでご注意ください。

株主総会へご来場された株主さまへのお土産はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

第１号議案　当社と日立キャピタル株式会社との合併契約承認の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）10名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第７号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容決定の件
第８号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）に対する非金銭報酬（社宅の提供）の額及び内容決定の件

【新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた株主さまへのお願い】

・新型コロナウイルス感染拡大防止と株主さまの感染リスク防止のため、本株主総会につきましては議決権行使書の返送やインターネットにより議決権を行使いただき、株主総会へのご来場は、健康状態にかかわらず見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。
・ご来場される株主さまは、株主総会開催日現在の国内感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場いただきますようお願い申し上げます。
・詳細は２頁をご覧ください。

証券コード 8593
2021年2月10日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
三菱UFJリース株式会社
取締役社長　柳　井　隆　博

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会につきましては議決権行使書の返送や電磁的方法（インターネット）により議決権を行使いただき、株主総会へのご来場は、健康状態にかかわらず見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。
　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1　日　　時　2021年2月26日（金曜日）午前10時（受付開始　午前9時30分）

2　場　　所　東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ
ザ・メイン宴会場階 鶴（西）の間
前回と会場が異なっておりますのでご注意ください。

3　株主総会の目的事項

（決議事項）

第1号議案　当社と日立キャピタル株式会社との合併契約承認の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）10名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役5名選任の件
第5号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額決定の件
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第7号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容決定の件
第8号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）に対する非金銭報酬（社宅の提供）の額及び内容決定の件

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、日立キャピタル株式会社の最終事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第15条の定めにより、当社ホームページ（https://www.lf.mufg.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
◎株主総会参考書類を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（https://www.lf.mufg.jp/）に掲載させていただきます。

以　上

【新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた株主さまへのお願い】

＜議決権行使に関するお願い＞

・新型コロナウイルス感染拡大防止と株主さまの感染リスク防止のため、本株主総会につきましては議決権行使書の返送やインターネットにより議決権を行使いただき、株主総会へのご来場は、健康状態にかかわらず見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

＜ご来場される場合のお願い＞

・ご来場される株主さまは、株主総会開催日現在の国内感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場いただきますようお願い申し上げます。
・ご来場いただいた場合、会場入場前に検温やアルコール消毒液による手指の消毒等をお願いする可能性があり、株主さまの健康状態等によりご入場をお断りすることがあります。また、株主さまの座席は間隔を拡げることにより、その数が限られるため、ご入場いただけない場合があります。
・会場では、役員及び係員はマスクを着用する予定です。また、出席する役員を限定させていただく場合がありますが、その場合でも株主さまのご質問等には出席する役員にて対応させていただきますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。
・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページにおいてお知らせいたします。その他ご不明点等がございましたら当社ホームページよりお問い合せください。
（当社ホームページ）https://www.lf.mufg.jp/

議決権行使のご案内

株主総会にご出席されない場合

書面（議決権行使書用紙）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。
なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱わせていただきます。

行使期限 ▶▶▶ 2021年2月25日（木曜日）午後5時10分到着

インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、議決権を行使ください。

行使期限 ▶▶▶ 2021年2月25日（木曜日）午後5時10分まで

詳細は、後記（４頁）の **＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞** をご覧ください。

なお、インターネットと議決権行使書の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会に当日ご出席される場合

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。（前回と会場が異なっておりますのでご注意ください。会場の詳細は裏表紙をご覧ください。）
株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
（当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。）

株主総会開催日時 ▶▶▶ 2021年2月26日（金曜日）午前10時
（受付開始　午前9時30分）

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法（スマート行使）

ログインID及び仮パスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください

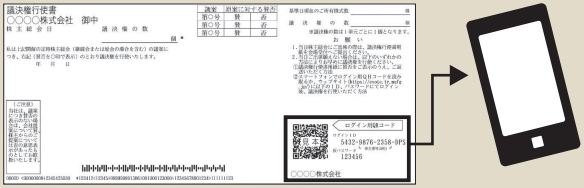

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

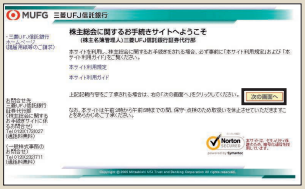

❶「次の画面へ」をクリック

2 ログインする

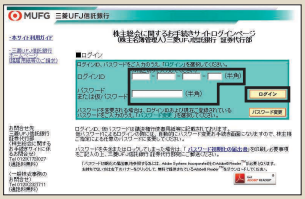

❷議決権行使書用紙の右下「ログインID」「仮パスワード」を入力

3 パスワードを登録する

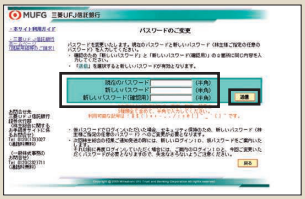

❸新しいパスワードを入力してください

❹以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください

ご注意事項

スマート行使で一度議決権を行使した後、行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「仮パスワード」をご入力いただく必要があります。

システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部 電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

（ご参考）全ての議案に共通する事項

当社は、日立キャピタル株式会社（以下、日立キャピタル）との間で2016年5月に締結した資本業務提携に基づき、海外インフラ事業の強化などの協業を進めてまいりましたが、大きな環境変化にいちはやく適応し、先進的なアセットビジネスの領域を更に開拓していくためには、合併を通じた経営統合（以下、本経営統合）が最適と判断いたしました。

本経営統合により、両社はビジネス領域の相互補完及び経営基盤の強化を行うことができ、規模、領域ともに業界屈指のグローバルプレイヤーとなります。本経営統合後の新会社（以下、統合新会社）は、世界各地でリース会社の枠を超えた先進的なアセットビジネスを展開、お客様に新たな価値を提供し、持続的な社会価値の創造を実現してまいります。

株主の皆さまにおかれましては是非とも本総会の議案につきご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社は、株主さまや取引先をはじめとするすべてのステークホルダーの負託と信頼に応えて、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいりました。本経営統合にあたり、経営の公正性、透明性を高め取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、統合新会社の組織形態は、現在の監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に変更いたします。

本経営統合に関するご説明資料（2020年9月24日付「経営統合について」）を当社ホームページに掲載しております。あわせてご参照ください。
（当社ホームページ）https://www.lf.mufg.jp/

●監査等委員会設置会社の特徴

1．監査等委員会設置会社は、2015年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」により、創設された機関設計の一類型です。

2．監査等委員会設置会社においては、監査役及び監査役会は置かれず、監査等委員会が取締役の職務執行に関する監査を行うこととなります。監査等委員会は、3名以上の取締役から構成され、その過半数を社外取締役が占めます。

3．監査等委員である取締役は、取締役として取締役会における議決権を有しており、取締役の選任・解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除く。）に関与します。また、監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任や報酬等について、株主総会において意見を述べることができる権限を有します。これらの点で、監査役会設置会社に比べて、経営に対する監督機能が強化されます。

4．監査等委員会設置会社においては、取締役の過半数が社外取締役である場合または定款の定めがある場合には、取締役会の決議によって、重要な職務執行（会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除きます。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。こうした委任を行うことにより、経営に関する意思決定の迅速化を図ることが可能となります。

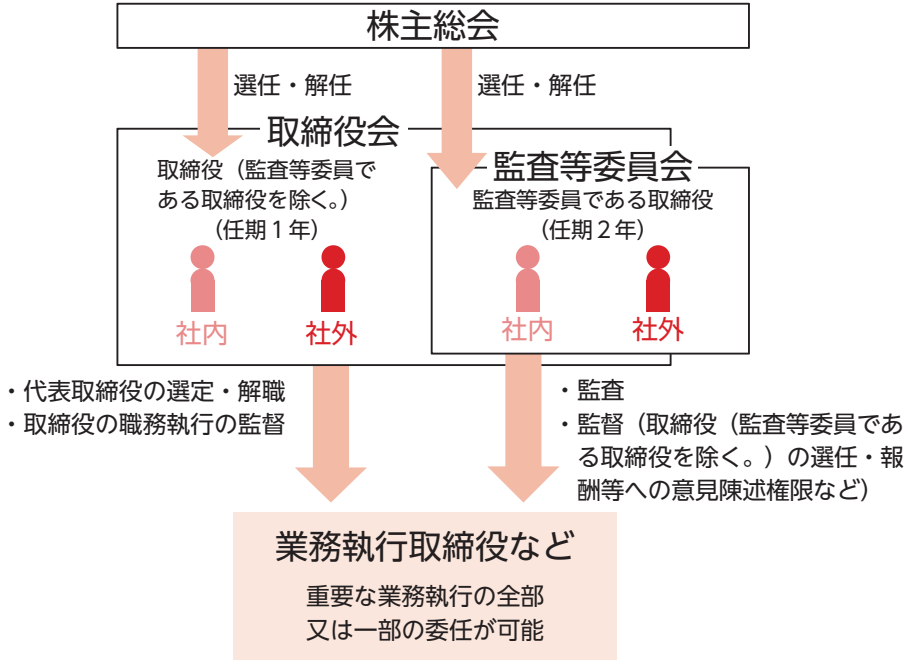

議案および参考事項

第1号議案　当社と日立キャピタル株式会社との合併契約承認の件

当社と日立キャピタル（以下当社と日立キャピタルを総称して「両社」という。）は、2020年9月24日に、両社の合併（以下「本合併」という。）を通じた本経営統合を行うことについて合意し、両社の間で経営統合契約及び合併契約を締結いたしました。

つきましては、本経営統合を行う理由、合併契約の内容その他本議案に関する事項は次のとおりでありますので、合併契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本経営統合の効力は、本議案および第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2021年4月1日に生じる予定です。

本経営統合に関するご説明資料（2020年9月24日付「経営統合について」）を当社ホームページに掲載しております。あわせてご参照ください。 （当社ホームページ）https://www.lf.mufg.jp/

1.　本経営統合を行う理由

Ⅰ．本経営統合の背景

（1）社会の情勢、課題の変化

昨今、外部環境の変化は激しく、「気候変動・資源不足」「脱資源・脱化石燃料」「人口構造の変化」「テクノロジーの進歩」「都市化」「世界の経済力のシフト」「多極化する世界」といった長期的に内外経済の動向を左右する潮流、メガトレンドの動きが加速しております。

さらに、2020年に入ってからの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な拡大により、経済・社会全体のパラダイムシフトが発生しており、企業活動においては「サプライチェーンの質的再構築」「デジタル化・データエコノミー化」「大量生産・消費から循環経済への変革」などが進展するものと考えられます。

（2）両社の共通課題

このような外部環境の変化に伴い、リース会社に求められる役割は、従来型のリース・ファイナンスに加えて、事業の投資・運営などを通じた社会的課題の解決へと変化しております。

しかも、With/After COVID-19の環境下では、想像以上のスピードで産業レベルでのビジネスモデルチェンジが生じるとみられ、各企業が環境変化に適応していく上では、アセットに関する多様な機能を有し、金融機能にとどまらない柔軟なサービスを提供するリース会社の存在意義がさらに高まるものと考えております。

さまざまな産業と密接な連携を図ってきた両社においては、このような社会や業界の大きな環境変化を新たなビジネスの機会と捉え、多様なお客様や地域社会に貢献し、社会価値を創造するためにも、一層の事業基盤の拡大・財務基盤の強化が必要との判断にいたりました。

Ⅱ．本経営統合の目的

両社は、それぞれの中期経営計画の中長期ビジョンに掲げているとおり、環境変化に適応した豊かな社会の実現に向けて、社会的課題の解決を通じた持続的な企業価値向上をめざしてまいりました。

本経営統合により、統一されたビジョン・理念のもと、一つの会社として事業を展開することで、「（ⅰ）ビジネス領域の相互補完」、「（ⅱ）経営基盤の強化」、さらに、これらをベースとした「（ⅲ）新たな価値創造」を実現し、より力強く成長してまいります。

（ⅰ）ビジネス領域の相互補完

理想的な相互補完関係の構築により、ビジネス領域をフルラインアップ化できるとともに、ビジネス領域、展開地域双方におけるポートフォリオの分散が実現します。これにより、外部環境の影響を受けにくい強固で安定的な収益基盤の実現に加え、その強化される体力を活かして投資活動を一層拡大させることで、収益力の向上を図ります。

（ⅱ）経営基盤の強化

企業の競争力の源泉である、人材（財）の活用・強化、パートナー・ネットワークの活用、財務基盤強化、リスクマネジメントの高度化、デジタル化の推進といった両社が有する経営資源・ノウハウを結集することで、持続的成長を支える強靭な経営基盤の構築を図ります。

（ⅲ）新たな価値創造

両社が強みを有するビジネス領域を強化、拡大するとともに、新たな領域・地域にチャレンジすることで、お客様に対する従来のリース会社の枠を超えた新しい価値の提供をめざします。

本経営統合により、統合新会社は、総資産10兆円、純利益1,000億円超、従業員数では1万人弱となり、規模・領域ともに業界屈指のグローバルプレイヤーとなります。今後、拡大する規模と蓄積される資本を活かし、世界各地のお客様や地域社会のニーズの変化を的確に捉え、その実現に貢献していく新時代の社会的課題解決企業への成長を図ります。

2. 合併契約の内容

当社と日立キャピタルが2020年9月24日付で締結した合併契約の内容は、以下のとおりであります。

合併契約書

三菱UFJリース株式会社（以下「MUL」という。）及び日立キャピタル株式会社（以下「HC」という。）は、MULとHCとの合併につき、2020年9月24日（以下「本契約締結日」という。）、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

1. MUL及びHCは、本契約の定めに従い、MULを吸収合併存続会社とし、HCを吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。
2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次の各号のとおりである。

（1）吸収合併存続会社
商　号：三菱UFJリース株式会社
住　所：東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

（2）吸収合併消滅会社
商　号：日立キャピタル株式会社
住　所：東京都港区西新橋一丁目3番1号

第2条（合併に際して交付する対価に関する事項）

1. MULは、本合併に際して、HCの株主に対して、その有するHCの株式に代わる金銭等として、本効力発生日（第4条第1項で定義する。）の前日の最終のHCの株主（但し、MUL及びHCを除く。以下「本割当対象株主」という。）が有するHCの株式数の合計数（会社法第785条第1項に基づく株式買取請求に係る株式数を除く。）に5.10を乗じた数のMULの株式を交付する。
2. MULは、本合併に際して、各本割当対象株主に対し、その有するHCの普通株式数（会社法第785条第1項に基づく株式買取請求に係る株式数を除く。）に5.10を乗じて得た数のMULの普通株式を割り当てる。

第3条（合併存続会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併によりMULの資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、いずれも増加しない。

第4条（本効力発生日）

1. 本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。
2. 前項の定めにかかわらず、本合併の手続の進行等に応じ必要がある場合には、MUL及びHCが協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第5条（合併承認株主総会）

MUL及びHCは、本効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会（以下「合併承認総会」という。）を開催し、本契約の承認に関する決議を求める。

第6条（定款の変更）

1. MUL及びHCは、本契約締結後、本合併後のMULの商号について、協議の上、合意する。
2. MULは、本効力発生日付けで、監査等委員会設置会社に移行する。
3. MUL及びHCは、前2項の合意内容を含む本合併後のMULの定款の内容について、協議の上、合意するものとし、当該合意に従って、MULは、MULの合併承認総会において、本合併の効力発生を停止条件として、MULの定款を変更する旨の議案を上程し、その承認の決議を求めるものとする。

第7条（本効力発生日以後の役員）

1. 本効力発生日におけるMULの取締役について、以下のとおりとする。
   (1) 本効力発生日におけるMULの取締役の員数は17名とし、そのうち12名を監査等委員でない取締役とし、5名を監査等委員である取締役とする。
   (2) 本効力発生日におけるMULの監査等委員でない取締役のうち、6名をMULが、4名をHCが、それぞれ候補者として指名し、残りの2名は両当事者の合意により指名する。
   (3) 本効力発生日におけるMULの監査等委員である取締役のうち、3名をMULが、2名をHCが、それぞれ候補者として指名する。
2. MULは、MULの合併承認総会において、本合併の効力発生を停止条件として、本効力発生日付けで前項の規定に基づき指名された者をMULの取締役に選任する旨の議案を上程し、その承認の決議を求めるものとする。

第8条（会社財産の管理等）

MUL及びHCは、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、これを行わせるものとする。

第9条（HCの株主に対する議決権の付与）

MULは、本効力発生日の前日までに、本合併に際してMULの普通株式の割当交付を受けたHCの普通株主に対し、会社法第124条第4項に基づき、本合併がその効力を生ずることを条件としてMULの2021年6月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行う。

第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結から本効力発生日に至るまでの間において、以下のいずれかの事由に該当する場合は、MUL及びHCは、誠実に協議の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

（1）MUL又はHCのいずれかの事業、財務状態又は経営成績その他の状況に重大な悪影響を及ぼす事象が発生し又は判明した場合
（2）MUL又はHCの合併承認総会において、本契約の承認が得られなかった場合
（3）MULの合併承認総会において、第6条に定める定款変更議案の承認が得られなかった場合
（4）MULの合併承認総会において、第7条第2項に定める取締役の選任議案の承認が得られなかった場合
（5）前条に定める取締役会決議が行われなかった場合
（6）本合併の実行に重大な支障となる事象が発生し又は判明した場合
（7）その他本合併の目的の達成が著しく困難となった場合

第11条（本契約の効力）

次の各号の一に該当する場合、本契約は、その効力を失う。

（1）両当事者が本契約の終了について合意した場合
（2）本効力発生日の前日において、法令（外国の法令を含む。）に基づき本合併の実行に必要な関係官庁からの承認等が得られていない場合
（3）前条に従い本契約が解除された場合

第12条（準拠法・管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、かつこれに従い解釈されるものとする。
2. 本契約に関してMUL及びHC間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、MUL及びHCで協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、MUL及びHCがそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2020年9月24日

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
三菱UFJリース株式会社　　印
代表取締役社長　柳井隆博

東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタル株式会社　　印
代表執行役　執行役社長　川部誠治

3. 会社法施行規則第191条各号に定める事項の内容の概要

（1）会社法第749条第1項第2号および第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

①本合併に際して交付する株式の数およびその株式の割当ての相当性に関する事項

1）本合併に係る割当ての内容

会社名	三菱UFJリース （吸収合併存続会社）	日立キャピタル （吸収合併消滅会社）
合併比率（以下、本合併比率）	1	5.10
本経営統合により 交付する株式数	普通株式：571,079,267株（予定）	

（注）1.　本合併比率

日立キャピタルの普通株式1株に対して三菱UFJリースの普通株式5.10株を割当て交付します。但し、本合併比率を含む本合併の条件は、両社の事業、財務状態または経営成績、その他の状況に重大な悪影響を及ぼす事象が生じた場合などにおいては、両社協議の上、変更することがあります。なお、日立キャピタルが保有する自己株式（2020年6月30日現

在7,940,885株。執行役に対する業績連動型株式報酬制度として信託が保有する株式106,000株は含めておりません。以下同様。）及び三菱UFJリースが保有する日立キャピタルの普通株式（2020年3月31日現在4,909,340株）に対しては、本合併による株式の交付は行いません。

（注）2.　本合併により交付する株式数

三菱UFJリースの普通株式571,079,267株（予定）

上記は、日立キャピタルの2020年6月30日時点での普通株式発行済株式総数（124,826,552株）及び自己株式数（7,940,885株）ならびに2020年3月31日時点における三菱UFJリースが保有する日立キャピタルの普通株式（4,909,340株）を前提として算出しております。実際には、本合併がその効力を生ずる日（以下、本効力発生日）の前日の最終の日立キャピタルの株主（但し、三菱UFJリース及び日立キャピタルを除きます。）に対して、上記の本合併比率に基づいて算出した数の三菱UFJリースの普通株式を交付する予定です。したがって、日立キャピタルの株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、日立キャピタルが保有する自己株式数が本効力発生日までに変動した場合や三菱UFJリースが保有する日立キャピタルの普通株式数が本効力発生日までに変動した場合においては、三菱UFJリースが交付する株式数が変動することになります。

（注）3.　単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、三菱UFJリースの単元未満株式（100株未満）を保有することとなる日立キャピタルの株主の皆様は、当該単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所）または株式会社名古屋証券取引所（以下、名古屋証券取引所）において売却することができませんが、三菱UFJリースの単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

1. 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）
   会社法第192条第1項の規定に基づき、三菱UFJリースに対して、保有することとなる三菱UFJリースの単元未満株式の買取りを請求することができます。
2. 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）
   会社法第194条第1項及び三菱UFJリースの定款の定めに基づき、三菱UFJリースが買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有することとなる三菱UFJリースの単元未満株式と合わせて1単元（100株）となる株の株式を三菱UFJリースから買い増すことができます。

（注）4.　1株に満たない端数の処理

本合併により、三菱UFJリースの普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる日立キャピタルの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、三菱UFJリースが1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

2）本合併に係る割当ての内容の根拠等

ア．割当ての内容の根拠および理由

三菱UFJリースは、本合併比率の公正性・妥当性を確保するため、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、三菱UFJモルガン・スタンレー証券）を両社から独立した財務アドバイザーとして起用のうえ、本合併に用いられる合併比率の財務分析を含む算定を依頼し、2020年9月23日付の本合併比率に関する算定書を取得いたしました。他方、日立キャピタルは、本合併比率の公正性・妥当性を確保するため、ゴールドマン・サックス証券株式会社（以下、ゴールドマン・サックス証券）を両社から独立した財務アドバイザーとして起用のうえ、本合併に用いられる合併比率に関する財務分析を依頼し、2020年9月24日付の本合併比率に関する算定書を取得しました。

両社は、それぞれの財務アドバイザーによる本合併に用いられる合併比率に関する財務分析を参考にしつつ、両社が相手側に対して実施したデュー・ディリジェンス等の結果を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、本合併に用いられる合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、2020年9月24日に開催された両社の取締役会において、それぞれの財務アドバイザーから受領した算定書の内容、日立キャピタルにおいては独立委員会からの答申も踏まえ、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至り、本合併比率を決定し、合意いたしました。

イ．算定に関する事項

・財務アドバイザーの名称ならびに当事会社との関係

三菱UFJリースの財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び日立キャピタルの財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス証券は、いずれも両社から独立しており、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係はございません。

・算定書の概要

（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、三菱UFJリース及び日立キャピタルの両社について、両社の株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社共に比較可能な上場類似企業が存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を算定に反映するため、格付機関の評価等を踏まえた上で、両社が事業を安定的に運営する上で必要となる資本水準（以下、必要資本水準）を設定した上で、当該水準を上回る部分の資本を、株主に帰属すべき利益として資本コストで現在価値に割り引くことによって株式価値を分析する手法である配当割引モデル（Dividend Discount Model）分析（以下、DDM分析）を行い、これらに基づく分析結果を総合的に勘案して合併比率の分析を行っております。

なお、算定の際に前提とした三菱UFJリースの財務予測については、大幅な増減益を見込む事業年度は含まれておりません。また、日立キャピタルの財務予測については大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年3月期においては新型コロナウイルス感染拡大の影響による収益悪化からの業績回復により対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。

市場株価分析については、2020年9月23日を算定基準日（以下、基準日）として、東京証券取引所市場第一部における両社普通株式の基準日の終値、基準日から直近1ヶ月間の終値、直近3ヶ月間の終値及び直近6ヶ月間の終値に対する市場株価比率の最小値及び最大値に基づき、合併比率の算定レンジを分析いたしました。

類似企業比較分析では、三菱UFJリース及び日立キャピタルの両社について、比較的類似する事業を手掛ける上場企業を選定し、時価総額に対する当期純利益の倍率、時価総額に対する簿価純資産の倍率を用いて三菱UFJリース及び日立キャピタルの両社の株式価値を分析しております。

DDM分析についても三菱UFJリース及び日立キャピタルの両社の2020年4月1日から2026年3月31日までの期間に係る財務予測における収益、合理的と考えられる前提を考慮した上で、一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。価値評価の際に使用した財務予測は、三菱UFJリース及び日立キャピタルの経営陣により提示された両社のスタンド・アローンベースの（本経営統合による影響を加味していない）財務予測及び三菱UFJリースによる合理的な調整を加えた財務予測を算定の基礎といたしました。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券による本経営統合における合併比率の算定結果の概要は、以下の通りです（以下の合併比率の評価レンジは、日立キャピタルの株式1株に対して交付する三菱UFJリースの株式の割当比率の評価レンジを記載したものです。）。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価分析	3.73～5.68
類似企業比較分析	2.44～5.48
DDM分析	3.52～5.95

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は三菱UFJリースの取締役会に対し、2020年9月23日付にて、分析の概要を提供しております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は三菱UFJリース取締役会からの依頼に基づき、本合併比率が合併時点における日立キャピタルを除く三菱UFJリースの普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（以下、フェアネス・オピニオン）を、三菱UFJリース取締役会に対して提供しております。

フェアネス・オピニオンにおける三菱UFJモルガン・スタンレー証券の意見は、当該フェアネス・オピニオンに記載された様々な重要な条件や制約および以下に記載のその他の諸条件に基づき、また、それらを前提としております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、特定の合併比率を唯一適切なものとして三菱UFJリースまたはその取締役会に対して推奨することはしておりません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンにおける意見表明にあたって、既に公開されている情報または三菱UFJリース若しくは日立キャピタルから提供を受けた情報が正確かつ完全であることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証は行っておりません。

また三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンの作成にあたり、本合併により期待される戦略上、財務上、資本運営上及び事業運営上のメリットを考慮していますが、このような戦略上、財務上、資本運営上及び事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測については、三菱UFJリース及び日立キャピタルの将来の財務状況に関する2020年9月24日時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、三菱UFJリース及び日立キャピタルの経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。

さらに三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本合併が経営統合契約および合併契約に記された条件について、何ら放棄、変更または遅滞なく実行されることを前提に意見を表明します。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本合併のために必要な政府機関、監督官庁等による許認可、同意等はすべて取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意等には、本合併により期待されるメリットに重大な悪影響を及ぼすような遅延、制限または条件が付されないことを前提としております。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、ビジネス、法務、会計、税務、業規制、企業年金に関するアドバイザーではありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は財務アドバイザーであり、ビジネス、法務、会計、税務、業規制、企業年金に関する問題については、独自の検証を行うことなく、三菱UFJリース及びそのビジネスアドバイザー、法律アドバイザー、会計アドバイザー、税務アドバイザー、業規制アドバイザー、企業年金アドバイザーによる判断に依拠しています。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本合併において日立キャピタル株式の保有者が受け取る対価に関連して、日立キャピタルの取締役、役員または従業員（その役職、階級は問いません）に対して支払われる対価の金額または性質が妥当であるか否かについて意見を述べるものではありません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、三菱UFJリース及び日立キャピタルの資産及び負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また第三者からの評価・査定の提供を一切受けていません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券の意見は、フェアネス・オピニオンの日付現在における経済、金融、市場その他の状況及びフェアネス・オピニオンの日付現在において

三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。フェアネス・オピニオンの日付以降に生じる事象が、フェアネス・オピニオンにおける意見またはフェアネス・オピニオンの作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンにおける意見を更新し、改訂し、または再確認する義務を負うものではありません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本合併に関し三菱UFJリースの財務アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の大部分の受領は、本合併のクロージングを条件としています。

フェアネス・オピニオンの日付より遡って2年以内に、三菱UFJモルガン・スタンレー証券または三菱UFJモルガン・スタンレー証券の関係会社は、三菱UFJリース、日立キャピタルならびに両社の主要株主である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下、MUFGまたは三菱UFJフィナンシャル・グループ)、三菱UFJリースの主要株主である三菱商事株式会社（以下、三菱商事）及び日立キャピタルの主要株主である株式会社日立製作所（以下、日立製作所といい、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱商事及び日立製作所を総称して、本主要株主）に対して、財務アドバイザーとしての及びファイナンスについての役務を提供しており、三菱UFJモルガン・スタンレー証券または三菱UFJモルガン・スタンレー証券の関係会社はこれらの役務の対価として手数料を受領しております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券の関係会社は、将来において三菱UFJリース、日立キャピタル、及び本主要株主に対してこれらの役務を提供し、将来これらの役務の対価として手数料を受領する可能性があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券（その関係会社と総称して以下、三菱UFJモルガン・スタンレー・グループ）は、銀行業務（三菱UFJリース及び日立キャピタルに対する貸付業務を含む)、証券業務、信託業務、インベストメント・マネジメント業務、その他の金融業務等を含むグローバルな金融サービス（かかるサービスを総称して以下、金融サービス）の提供を行っています。証券業務には、投資銀行業務、ファイナンス及びファイナンシャル・アドバイザリー・サービスの提供のみならず、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務、外国為替、商品及びデリバティブ取引等が含まれます。通常の証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務及びファイナンス業務の過程において、三菱UFJモルガン・スタンレー・グループは三菱UFJリース、日立キャピタル若しくは本合併に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本合併に関連する通貨若しくは商品、または関連するデリバティブ商品につき買いまたは売りのポジションの保持、その他、三菱UFJリース、日立キャピタル若しくは本合併に関連する企業に対して三菱UFJモルガン・スタンレー・グループの金融サービスを提供することがあり、また、自身の勘定またはその顧客の勘定において売買その他の取引を行うことがあります。三菱UFJモルガン・スタンレー・グループならびにその取締役及び役員は、三菱UFJリース、日立キャピタル若しくは本合併に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本合併に関

連する通貨若しくは商品、または関連するデリバティブ商品に対して自己資金による投資を行う場合またはこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する場合があります。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、三菱UFJリース、日立キャピタル若しくは本合併に関連する企業に対して通常のブローカレッジ業務を行う場合があります。

（ゴールドマン・サックス証券）
ゴールドマン・サックス証券（以下、関連会社と併せてゴールドマン・サックスと総称）は、2020年9月24日付の本合併比率に関する算定書（以下、GS算定書）において、（a）市場株価法及び（b）配当割引モデル法（以下、DDM法）を用いた貢献度分析による（ⅰ）株価比率分析ならびに（ⅱ）DDM法を用いた価値変動分析を行っております。

（ⅰ）株価比率分析

（a）市場株価法

市場株価法において、ゴールドマン・サックスは、基準日とした2020年9月23日までの過去52週間における、日立キャピタルの普通株式（以下、日立キャピタル株式）及び三菱UFJリースの普通株式（以下、三菱UFJリース株式）の過去の取引価格ならびに両社の終値から計算される株価比率及び平均株価比率を参照しております。
市場株価法による分析結果として、下記のレンジが示されております。下記のレンジは、日立キャピタル株式1株に割り当てる三菱UFJリース株式数を記載したものです。

市場株価法： 3.30 - 5.68

参照日または期間	株価比率
2020年9月23日	4.94
52週最大値	5.68
52週最小値	3.30
1ヶ月平均	5.06
3ヶ月平均	5.07
6ヶ月平均	4.59

（b）DDM法に基づく貢献度分析

日立キャピタルの単独価値（DDM法）：ゴールドマン・サックスは、日立キャピタル経営陣が作成し、ゴールドマン・サックスによる使用を了承した日立キャピタルの一定の内部財務分析及び財務予測（以下、日立キャピタル財務予測）ならびに公開情報に基

づいて、日立キャピタルの単独価値をDDM法で分析しております。ゴールドマン・サックスは、日立キャピタルの推定株主資本コストを踏まえた7.50%から8.50%までのレンジの割引率及び最終年度の予想配当に対する2.50%から3.50%までのレンジの永久成長率を用いて、日立キャピタル財務予測で定められた今後6年間（2021年3月31日に終了する会計年度から2026年3月31日に終了する会計年度）において一定の前提に基づく将来の予想配当金額及びターミナル・バリューを現在価値に割り引いております。ゴールドマン・サックスがDDM法による分析の前提とした日立キャピタル財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

三菱UFJリースの単独価値（DDM法）：ゴールドマン・サックスは、三菱UFJリース経営陣が作成し、日立キャピタルの経営陣が調整を行い、ゴールドマン・サックスによる使用を了承した三菱UFJリースの一定の内部財務分析及び財務予測（以下、三菱UFJリース財務予測）ならびに公開情報に基づいて、三菱UFJリースの単独価値をDDM法で分析しております。ゴールドマン・サックスは、三菱UFJリースの推定株主資本コストを踏まえた7.50%から8.50%までのレンジの割引率及び最終年度の予想配当に対する2.50%から3.50%までのレンジの永久成長率を用いて、三菱UFJリース財務予測で定められた今後6年間（2021年3月31日に終了する会計年度から2026年3月31日に終了する会計年度）において一定の前提に基づく将来の予想配当金額及びターミナル・バリューを現在価値に割り引いております。ゴールドマン・サックスがDDM法による分析の前提とした三菱UFJリース財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年3月期においては新型コロナウイルス感染拡大の影響による航空事業の収益悪化により対前年度比で大幅な減益となること、2024年3月期においては航空事業の回復により対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。

日立キャピタル財務予測及び三菱UFJリース財務予測ならびにDDM法による上記の日立キャピタルの単独価値及び三菱UFJリースの単独価値の分析に基づきつつ、7.50%から8.50%までのレンジの割引率及び3.00%の永久成長率を用いて日立キャピタルの単独価値及び三菱UFJリースの単独価値を算出した結果として、下記のレンジが示されております。なお、下記のレンジは、日立キャピタル株式1株に割り当てる三菱UFJリース株式数を記載したものです。

DDM法に基づく貢献度分析： 4.59 - 6.91

（ⅱ）価値変動分析

価値変動分析において、ゴールドマン・サックスは、日立キャピタル財務予測及び三菱UFJリース財務予測ならびに日立キャピタル経営陣が作成し、ゴールドマン・サック

スによる使用を了承した本合併契約書において企図されている取引（以下、本取引）における統合新会社の配当に関する一定の財務分析及びプロ・フォーマ予測（以下、本プロ・フォーマ予測。以下、日立キャピタル財務予測及び三菱UFJリース財務予測と併せて本財務予測と総称）、日立キャピタルの経営陣が本取引の結果生じると予測し、ゴールドマン・サックスによる使用を了承した一定の営業上のシナジー予測（以下、本シナジー予測）を用いております。

日立キャピタル単独価値の日立キャピタル株式の1株当たりの株式価値（DDM法）：ゴールドマン・サックスは、日立キャピタルの単独価値をDDM法で前述のとおり分析のうえ、日立キャピタル株式の1株当たりの株式価値を算出しております。分析結果として、下記のレンジが示されております。

日立キャピタル単独価値の日立キャピタル株式の1株当たりの株式価値（DDM法）：2,501円 - 3,640円

プロ・フォーマの日立キャピタル株式の1株当たりの株式価値（DDM法）：ゴールドマン・サックスは、公開情報ならびに本シナジー予測を含む本財務予測に基づいて、日立キャピタル株主に帰属するプロ・フォーマの価値をDDM法で分析しております。ゴールドマン・サックスは、日立キャピタルの推定株主資本コストを踏まえた7.50%から8.50%までのレンジの割引率及び最終年度の予想配当に対する2.50%から3.50%までのレンジの永久成長率を用いて、日立キャピタル財務予測で定められた今後6年間（2021年3月31日に終了する会計年度から2026年3月31日に終了する会計年度）において日立キャピタル株主に帰属する日立キャピタル単独での将来の予想配当金額及びターミナル・バリューを現在価値に割り引いて、日立キャピタル株式の1株当たりの株式価値を算出しております。また、三菱UFJリースの推定株主資本コストを踏まえた7.50%から8.50%までのレンジの割引率及び最終年度の予想配当に対する2.50%から3.50%までのレンジの永久成長率を用いて、三菱UFJリース財務予測で定められた今後5年間（2022年3月31日に終了する会計年度から2026年3月31日に終了する会計年度）において日立キャピタル株主に帰属する三菱UFJリース単独での将来の予想配当金額及びターミナル・バリューを現在価値に割り引いて、日立キャピタル株式の1株当たりの株式価値を算出しております。さらに、統合新会社の推定株主資本コストを踏まえた7.50%から8.50%までのレンジの割引率及び最終年度の予想配当に対する2.50%から3.50%までのレンジの永久成長率を用いて、本シナジー予測で定められた今後5年間（2022年3月31日に終了する会計年度から2026年3月31日に終了する会計年度）において日立キャピタル株主に帰属する本シナジー予測の金額及びターミナル・バリューを現在価値に割り引いて、日立キャピタル株式の1株当たりの株式価値を算出しております。プロ・フォーマの日立キャピタル株式の1株当たりの株式価値は、日立キャピタル

株主に帰属する、日立キャピタル単独での予想配当金、三菱UFJリース単独での予想配当金及び本シナジー予測のそれぞれの日立キャピタル株式の1株当たりの現在価値を総計して算出しております。その分析結果として、プロ・フォーマの日立キャピタル株式の1株当たり株式価値として、下記のレンジが示されております。

プロ・フォーマの日立キャピタル株式の1株当たりの株式価値（DDM法）： 2,731円 - 3,991円

（補足事項）

ゴールドマン・サックスは、本取引に関して、日立キャピタルの取締役会による本取引の検討に関する情報及びかかる検討の補佐を目的としてアドバイザリー業務を行い、かつGS算定書を提出しております。GS算定書は、本株式の保有者に対し、本取引またはその他の事項に関して、議決権行使に関する何らの推奨を行うものでもありません。ゴールドマン・サックスは、日立キャピタルやその取締役会に対して、特定の合併比率を推奨したことはなく、また、特定の合併比率を唯一適切なものとして推奨したこともありません。

GS算定書は、必然的に、2020年9月23日における経済環境、金融環境、市場環境及びその他の状況ならびに当該日時点においてゴールドマン・サックスが有する情報に基づいて作成されたものであり、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化または事由に基づいても、GS算定書を更新し、改訂し、再確認する責任を負うものではありません。また、かかる更新、改訂または再確認は行われておらず、従って、GS算定書は、2020年9月23日時点までの事情や市場環境のみを踏まえて考慮されるべきものとなります。ゴールドマン・サックスは、日立キャピタルの同意に基づき、本シナジー予測を含む本財務予測が、日立キャピタルの経営陣による2020年9月24日時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。なお、特に明記されている場合を除き、GS算定書において使用されている定量的情報のうち市場データに基づくものは、2020年9月23日以前の市場データに基づいており、必ずしも2020年9月24日時点の市場の状況を示しているものではありません。

（注）ゴールドマン・サックスが、GS算定書、GS意見書（以下で定義）を作成し、GS意見書の依拠する財務分析（以下、かかる財務分析及びGS意見書を併せて、GSフェアネス資料）を行うにあたっての前提条件、手続き、考慮事項及び制約事項の詳細に関する追加情報は以下のとおりとなります。

ゴールドマン・サックスは、様々な個人及び法人顧客のために、アドバイザリー、証券引受及びファイナンス、自己勘定投資、セールス・トレーディング、リサーチ、投資顧問その他の金融及び非金融の業務及びサービスに従事しております。ゴールドマン・サックス及びその従業員、ならびに

これらが管理するまたは（共同若しくは単独で）投資を行う若しくはその他の経済的利益を有するファンドその他の事業体が、日立キャピタル、三菱UFJリース及びそれぞれの関係会社（これらには、日立キャピタルの大株主である日立製作所及びMUFG、三菱UFJリースの大株主である三菱商事ならびにそれぞれの関係会社を含みます。）、ならびに第三者の証券、デリバティブ、ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップその他の金融商品、あるいは本取引に係るいずれかの通貨及びコモディティにつき、常時、売買し、買い持ち若しくは売り持ちのポジションを取り、これらのポジションに対する議決権を行使し、または投資する場合があります。ゴールドマン・サックスは、本取引に関し日立キャピタルの財務アドバイザーを務め、本取引の交渉に一定の関与をしました。ゴールドマン・サックスは、本取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（なお、報酬の大部分は本取引の実行を条件としております。）、日立キャピタルは、ゴールドマン・サックスの財務アドバイザリー業務に関してゴールドマン・サックスが要した一定の実費を負担すること、及びゴールドマン・サックスの財務アドバイザリー業務に起因する一定の債務を補償することに同意しております。ゴールドマン・サックスは、日立キャピタル及び／またはその関係会社に対して、2010年11月以降日立キャピタルのコマーシャル・ペーパー・プログラムのディーラーとしての活動を含む、一定の財務アドバイザリー及び／または証券引受業務を複数回にわたり提供しており、ゴールドマン・サックスの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領しておりまたは今後受領する可能性があります。また、ゴールドマン・サックスは、三菱UFJリース及び／またはその関係会社に対して、2019年2月の三菱UFJリースによる2022年満期3.406％利付優先社債及び2024年満期3.559％利付優先社債の発行（元本総額8億ドル）における共同主幹事兼共同ブックランナーならびに2019年7月の三菱UFJリースによるユーロ建てMTNプログラムのディーラーとしての活動を含む、一定の財務アドバイザリー及び／または証券引受業務を複数回にわたって提供しており、ゴールドマン・サックスの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領しておりまたは今後受領する可能性があります。また、ゴールドマン・サックスは、日立製作所及び／またはその関係会社に対して、2019年1月の日立製作所によるAnsaldo STS S.p.A.の株式追加取得における日立製作所の財務アドバイザー、2019年12月に開示された日立製作所による画像診断機器事業売却における日立製作所の財務アドバイザー、2020年3月の日立製作所による2023年満期0.060％利付優先社債、2027年満期0.160％利付優先社債及び2030年満期0.290％利付優先社債の公募（元本総額2,000億円）における共同主幹事、2020年4月の日立製作所によるその子会社日立化成株式会社の売却における日立化成株式会社の財務アドバイザー、ならびに2020年7月の日立製作所によるABB Ltdの送配電事業の買収における日立製作所の財務アドバイザーとしての活動を含む、一定の財務アドバイザリー及び／または証券引受業務を複数回にわたって提供しており、ゴールドマン・サックスの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領しておりまたは今後受領する可能性があります。また、ゴールドマン・サックスは、三菱商事及び／またはその関係会社に対して、2019年7月の三菱商事による2024年満期2.50％利付債の発行（元本総額5億ドル）における副幹事ならびに2019年11月の三菱商事及びその子会社であるMitsubishi Corporation Finance PLCによるユーロ建てMTNプログラムのディーラーとしての活動を含む、一定の財務アドバイザリー及び／または証券引受業務を複

数回にわたって提供しており、ゴールドマン・サックスの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領しておりまたは今後受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックスは、将来、日立キャピタル、三菱UFJリース、日立製作所、MUFG及び三菱商事ならびにそれぞれの関係会社に対して、財務アドバイザリー及び／または証券引受業務を提供する可能性があり、ゴールドマン・サックスの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領する可能性があります。

GSフェアネス資料及びGS算定書を作成するにあたり、ゴールドマン・サックスは、日立キャピタル及び三菱UFJリースとの間で締結された2020年9月24日付の合併契約（以下「本契約」）、2020年3月31日に終了した会計年度までの5会計年度の日立キャピタル及び三菱UFJリースの有価証券報告書、2020年6月30日に終了した第一四半期の日立キャピタル及び三菱UFJリースの第一四半期報告書、その他の日立キャピタル及び三菱UFJリースによるそれぞれの株主に対する一定のコミュニケーション、公表され入手可能な日立キャピタル及び三菱UFJリースに関する一定のリサーチアナリストレポート、本財務予測（本シナジー予測を含みます。）等について検討しました。また、ゴールドマン・サックスは、日立キャピタルの過去及び現在の事業・財務状況ならびに将来の見通しならびに本取引の戦略的合理性及び潜在的利益に関する評価について、日立キャピタルの経営陣と協議を行ったほか、三菱UFJリースの過去及び現在の事業・財務状況ならびに将来の見通しについて、日立キャピタル及び三菱UFJリースの経営陣と協議を行いました。さらに、ゴールドマン・サックスは、日立キャピタル株式及び三菱UFJリース株式の市場価格及び取引状況について検討し、日立キャピタル及び三菱UFJリースの一定の財務及び株式市場における情報を他の一定の公開会社に係る類似の情報と比較したほか、ゴールドマン・サックスが適切と思料するその他の調査と分析を実施し、また、ゴールドマン・サックスが適切と思料するその他の要因を考慮しました。

財務分析の実施ならびにGSフェアネス資料及びGS算定書の作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、日立キャピタルの同意に基づき、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが聴取し、またはゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他の情報全ての正確性及び完全性について、これに依拠し、またこれを前提としており、これらについて何ら独自の検証を行う責任を負うものではありません。この点、ゴールドマン・サックスは、日立キャピタルの同意に基づき、本シナジー予測を含む本財務予測が、日立キャピタルの経営陣による2020年9月24日時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。ゴールドマン・サックスは、日立キャピタル、三菱UFJリースまたはそのいずれかの子会社の資産及び負債（偶発的なもの、派生的なものまたは貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価または鑑定を行っておらず、かかる評価書または鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは、本取引を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が、日立キャピタル若しくは三菱UFJリースまたは本取引から予期される利益に対して、ゴールドマン・サックスの分析に何らかの有意な影響を及ぼすような悪影響を生じさせることなく取得されることを前提としております。ゴールドマン・サックスは、本取引が、本契約に規定された取引条件に基づいて完了し、ゴールドマン・サックスの分析に何ら

かの有意な影響を及ぼすような取引条件の放棄または修正がないことを前提としております。

GSフェアネス資料またはGS算定書はいずれも、本取引を行うに際しての日立キャピタルの経営上の意思決定や日立キャピタルがとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本取引の利点について見解を述べるものではありません。また、法務、規制、税務または会計に関する事項についていかなる見解を述べるものでもありません。ゴールドマン・サックスは、日立キャピタルの買収またはその他日立キャピタルとの経営統合に関連して、第三者に対し打診することを要請されたことはなく、または打診したことはありません。GS意見書は、GS意見書の日付現在、本契約に基づく本合併比率が本株式の保有者（三菱UFJリース、日立製作所及びMUFGならびにそれぞれの関係会社を除きます。）にとって財務的見地から公正であることのみを述べております。ゴールドマン・サックス及びGSフェアネス資料は、本契約または本取引に関するその他のいかなる条件または側面、あるいは本契約において企図されまたは本取引に関連して合意または修正されるその他の合意または法律文書に関するいかなる条件または側面（日立キャピタルのその他の種類の証券の保有者、債権者またはその他の関係者にとっての本取引の公正性、及びこれらの者が本取引に関連して受領する対価の公正性を含みます。）についても、意見または考察を述べるものではなく、また、ゴールドマン・サックスは、本契約に基づく本合併比率に関連するか否かを問わず、日立キャピタルの役員、取締役、従業員等に対して本取引に関連して支払われる報酬の金額や性質の公正性またはこれらの者の階級についての見解を示すものではありません。ゴールドマン・サックスは、三菱UFJリース株式または日立キャピタル株式のいずれかの時点での取引価格、あるいは信用、財務及び株式市場の不安定さが日立キャピタル、三菱UFJリースまたは本取引に与えうる影響、あるいは本取引が日立キャピタル若しくは三菱UFJリースの支払能力や存続能力、期限の到来した債務の弁済能力に対して与える影響についても、一切意見を述べるものではありません。

ゴールドマン・サックスは、日立キャピタルの取締役会による本取引の検討に関する情報及びかかる検討の補佐を目的としてGSフェアネス資料を提供しております。GSフェアネス資料は、本株式の保有者に対し、本取引またはその他の事項に関して、議決権行使に関する何らの推奨を行うものでもありません。GSフェアネス資料は、必然的に、当該日時点における経済環境、金融環境、市場環境及びその他の状況ならびに当該日時点においてゴールドマン・サックスが有する情報に基づいて作成されたものであり、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化または事由に基づいても、GS意見書を更新し、改訂し、再確認する責任を負うものではありません。なお、GS意見書はゴールドマン・サックスのフェアネス・コミッティーの承認を受けております。GSフェアネス資料及びGS算定書の一部を抽出しまたは要約して言及することは必ずしも適切ではありません。GSフェアネス資料及びGS算定書を全体として考慮することなく一部またはその要約を選択することは、GSフェアネス資料及びGS算定書が依拠するプロセスについての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスは、いずれの要素または実施したいずれの分析に対しても特に重点的に依拠をするものではありません。

ウ．公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本経営統合においては、両社の間には特段の利益相反関係は存在しないものの、三菱UFJフィナンシャル・グループが、三菱UFJリースの株式について、自らまたはその子会社を通じて議決権の22.85％（2020年3月31日時点）を保有し、かつ日立キャピタルの議決権の23.01％（2020年3月31日時点）を保有しており、両社の共通の大株主であることを踏まえると、両社のそれぞれの株主と、本経営統合に関して利害関係が異なるおそれがあること、また、日立キャピタルにおいては、本経営統合が日立キャピタルの議決権の33.40％（2020年3月31日時点）を保有する日立製作所のグループ運営方針にも影響を与え得ることを勘案すると、日立製作所と他の株主との本経営統合に関する利害が必ずしも一致しない可能性があること等を踏まえ、本経営統合の公正性の担保に万全を期す観点から、以下のとおり公正性を担保するための措置を講じております。

・財務アドバイザーからの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

三菱UFJリースは、両社から独立した財務アドバイザーとして起用した三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本合併比率に関する算定書を取得いたしました。また、三菱UFJリースは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、同社のフェアネス・オピニオンに記載された事項及び前提条件その他一定の条件のもとに、本合併比率が三菱UFJリースの普通株式の株主（日立キャピタルを除きます。）にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しております。詳細は、上記イ．「算定に関する事項」をご参照ください。

他方、日立キャピタルは、両社から独立した財務アドバイザーとして起用したゴールドマン・サックス証券から本合併比率に関する算定書を取得いたしました。また、日立キャピタルは、ゴールドマン・サックス証券より、同社のフェアネス・オピニオンに記載された事項及び前提条件のもとに、2020年9月24日現在において、本合併比率が日立キャピタルの発行済普通株式の保有者（三菱UFJリース、日立製作所及び三菱UFJフィナンシャル・グループならびにそれぞれの関係会社を除きます。）にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（「GS意見書」）を取得しております。詳細は、上記イ．「算定に関する事項」をご参照ください。

・外部の法律事務所からの助言

三菱UFJリースは、本経営統合に関する法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選定し、本経営統合に関する諸手続きならびに三菱UFJリースの意思決定の方法及び過程等について法的な観点から助言を受けております。

日立キャピタルは、本経営統合に関する法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選定し、本経営統合に関する諸手続きならびに日立キャピタルの意思決定の方法及び過程等について法的な観点から助言を受けております。

・日立キャピタルにおける独立委員会の設置及び答申書の取得

日立キャピタルは、本経営統合の公正性の担保に万全を期す観点から、2020年2月28日開催の取締役会における決議により、日立キャピタルの独立社外取締役である平岩孝一郎氏（株式会社ドリームエステート東京代表取締役）、末吉亙氏（KTS法律事務所パートナー弁護士）、中村隆氏（元株式会社ニチレイバイオサイエンス取締役会長）及び佐々木百合氏（明治学院大学経済学部長・教授）の4名から構成される独立委員会を設置し、独立委員会に対して、（ⅰ）日立キャピタルの企業価値の向上に資するか否かの観点から、本経営統合の是非について、（ⅱ）日立キャピタルの一般株主の利益を図る観点から、本経営統合の取引条件の妥当性及び手続の公正性について、それぞれ検討・判断の上、日立キャピタルの取締役会に答申を行うことを諮問しました。

また、日立キャピタルの取締役会は、日立キャピタルの取締役会における本経営統合に関する意思決定においては、独立委員会の答申内容を最大限に尊重して行うこととすることを決議するとともに、独立委員会に対して、上記諮問事項について検討するにあたり、必要に応じて、自らのアドバイザー（法務、コンサルタント等）を選任または指名する（この場合の費用は日立キャピタルが負担するものとされております。）権限を付与することを決議しております。独立委員会は、上記の権限に基づき、独自の法務アドバイザーとして後藤高志氏（潮見坂綜合法律事務所弁護士）を、独自の財務アドバイザーとして長谷川臣介氏（長谷川公認会計士事務所代表公認会計士・税理士）をそれぞれ選任しております。

独立委員会は、2020年2月28日から2020年9月24日までの間に、会合を合計24回開催したほか、日立キャピタルの役職員ならびに日立キャピタル及び独立委員会の各アドバイザーから必要な情報を受領する等により、上記諮問事項に関して、慎重に検討を行いました。

具体的には、独立委員会は、日立キャピタルに対して、日立キャピタルを取り巻く経営課題、本経営統合までの経緯、本経営統合によるシナジー効果等について質問を行い、回答を得たほか、日立キャピタルの川部執行役社長兼CEO、木住野執行役副社長及び竹田執行役常務等に対して複数回の独立委員会への出席を求め、本経営統合に関する日立キャピタル経営陣としての見解、三菱UFJリースに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、その他本経営統合に関する検討・協議状況について直接説明を受けるとともに、これらの事項について質疑応答を行っております。

また、独立委員会は、日立キャピタル経営陣から、本合併比率を判断する際の基礎の一つとなる日立キャピタル及び三菱UFJリースの事業計画の内容等について説明を受けたほか、日立キャピタルの財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス証券が日立キャピタル取締役会による検討のために行った財務分析について、長谷川氏による財務的見地からの助言も踏まえながら精査を行っております。さらに、独立委員会は、本合併比率に関する交渉状況について、日立キャピタル経営陣から随時報告を受け、長谷川

氏からの助言及び後藤氏からの法的助言等も踏まえて、本合併比率の妥当性に関する検討を行っております。
　加えて、独立委員会は、後藤氏から受けた法的な観点からの助言を踏まえて、本経営統合の手続の公正性を担保するための措置について検討を行っております。
　以上の経緯のもと、独立委員会は、上記諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2020年9月24日付で、日立キャピタルの取締役会に対して、委員全員の一致で、本経営統合は日立キャピタルの企業価値の向上に資するものと思料する旨、本経営統合の条件には妥当性が認められるものと思料する旨、及び本経営統合においては、公正な手続を通じて日立キャピタルの一般株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる旨の答申書を提出しております。

・日立キャピタルにおける三菱UFJフィナンシャル・グループ及び日立製作所の役職員を兼任する取締役以外の取締役全員の承認
　日立キャピタルの取締役会における経営統合契約及び合併契約の締結に関する議案は、日立キャピタルの取締役（三菱UFJフィナンシャル・グループの常務執行役員を兼任する大嶋幸一郎氏及び日立製作所の執行役常務を兼任する長谷川雅彦氏を除きます。）の全員一致により承認可決されております。
　なお、大嶋氏は、両社の共通の大株主である三菱UFJフィナンシャル・グループの役職員を兼任する取締役であり、三菱UFJフィナンシャル・グループと日立キャピタルの他の株主との、本経営統合に関する利害関係が異なるおそれがあること等を踏まえ、本経営統合の公正性の担保に万全を期す観点から、日立キャピタルの取締役会における本経営統合に関する議案の審議及び決議には参加しておりません。また、長谷川氏は、日立キャピタルの大株主である日立製作所の役職員を兼任する取締役であり、本経営統合が日立製作所のグループ運営方針にも影響を与え得ることを勘案すると、日立製作所と他の株主との本経営統合に関する利害が必ずしも一致しない可能性があること等を踏まえ、本経営統合の公正性の担保に万全を期す観点から、日立キャピタルの取締役会における本経営統合に関する議案の審議及び決議には参加しておりません。

・三菱UFJリースにおける三菱UFJフィナンシャル・グループの役職員を兼任する取締役以外の取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見
　三菱UFJリースの取締役会における経営統合契約及び合併契約の締結に関する議案は、三菱UFJリースの取締役（三菱UFJフィナンシャル・グループの執行役常務を兼任する林尚見氏を除きます。）の全員一致により承認可決されており、かつ、三菱UFJリースの全監査役は、本経営統合を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。
　なお、林氏は、両社の共通の大株主である三菱UFJフィナンシャル・グループの役職員を兼任する取締役であり、三菱UFJフィナンシャル・グループと三菱UFJリースの他

の株主との、本経営統合に関する利害関係が異なるおそれがあること等を踏まえ、本経営統合の公正性の担保に万全を期す観点から、三菱UFJリースの取締役会における本経営統合に関する議案の審議及び決議には参加しておりません。

②存続会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項
本合併により、当社の資本金及び準備金の額は増加しません。この取扱いは、当社の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

(2) 会社法第749条第1項第4号および第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）
該当事項はありません。

(3) 消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第3号）
①最終事業年度に係る計算書類等の内容
日立キャピタルの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第15条の定めにより、当社ホームページ（https://www.lf.mufg.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第5号）
該当事項はありません。

第2号議案　定款一部変更の件

1.　提案の理由

当社は、「(ご参考) 全ての議案に共通する事項」及び第1号議案「当社と日立キャピタル株式会社との合併契約承認の件」に記載のとおり、当社と日立キャピタルとの間で本合併を実施して経営統合を行い、本合併の効力発生日付で監査等委員会設置会社へ移行するため、次のとおり定款の一部を変更するものであります。

なお、定款一部変更の効力は、第1号議案が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、その効力発生日（2021年4月1日予定）に生じることといたします。

①本合併に伴い商号、目的、及び発行可能株式総数を変更するものであります（変更後の定款案第1条、第2条、第5条）。

②「監査等委員会」を置くことその他「監査等委員会」に関する規定を新設し、併せて、「監査役」「監査役会」に関する規定を削除するものであります（変更後の定款案第34条から第39条まで並びに現行定款第32条から第42条まで）。

③監査等委員である取締役の員数、選任方法、任期、報酬等の決定方法、及び増員または補欠として選任された取締役の任期に関する規定を新設するものであります（変更後の定款案第20条第2項、第21条第1項、第22条、第31条）。

④取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除きます。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります（変更後の定款案第28条）。

⑤会社法に定められた取締役の責任免除に関する規定の新設、及び責任限定契約の内容を変更するものであります（変更後の定款案第32条、第33条）。なお、これらの変更を議案として株主総会に提出することについては各監査役の同意を得ております。

⑥上記に伴い、関連する規定の修正・削除、条数の変更、その他所要の変更を行うものであります（変更後の定款案第4条、第8条から第12条まで、第14条、第17条、第23条から第27条まで、第29条、第30条、第40条から第46条まで）。

⑦現行定款第42条の削除及び日立キャピタルとの間の本合併を通じた経営統合に伴い、附則を新設します。

2.　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第1章　総則	**第1章　総則**
第1条　商号	第1条　商号
当会社の商号は、三菱ＵＦＪリース株式会社とし、英文ではMitsubishi UFJ Lease & Finance Company Limitedと称する。	当会社の商号は、三菱ＨＣキャピタル株式会社とし、英文ではMitsubishi HC Capital Inc.と称する。
第2条　目的	第2条　目的
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 機械、器具および設備等の各種動産のリース、賃貸借、売買、割賦売買および保守管理	(1) 機械、器具および設備等の各種動産のリース、賃貸借、売買、割賦売買、信用購入あっせんその他の方法による販売およびそのあっせんならびに保守管理
（現行定款第11号より移動）	(2) 不動産のリース、賃貸借、売買、割賦売買、信用購入あっせんその他の方法による販売およびそのあっせんならびに開発、保守管理および運営事業
(2) 著作権、工業所有権等の無体財産権の賃貸借および売買	(3) 著作権、工業所有権等の無体財産権の取得、企画、開発、賃貸借および売買
(3) 金銭の貸付、債務の保証、各種債権の売買等の金融業務	(4) 金銭の貸付、債務の保証、各種債権の売買等の金融業務
(4) 金融商品取引業	(5) 金融商品取引業および金融商品仲介業
(5) 有価証券の保有、管理および売買	(6) 有価証券の保有、管理および売買
(6) 生命保険の募集に関する業務	(7) 生命保険の募集に関する業務
(7) 損害保険代理業	(8) 次に掲げる損害保険業務 ① 損害保険業 ② 損害保険代理業 ③ その他保険業法その他の法律により損害保険会社が行うことのできる業務
(8) 情報処理業、情報提供サービス業、電気通信事業、広告業および出版業	(9) 情報処理サービス業、情報提供サービス業、電気通信事業、広告業および出版業
(9) 各種工事の設計、施工、据付、修理ならびに解体請負業	(10) 各種工事の設計、施工、据付、修理、監理、開発および解体請負業
(10) 集金代行および企業の計算事務代行	(11) 集金および支払の事務代行ならびに企業の計算の事務代行

現　行　定　款	変　更　案
(11) 不動産の売買、交換、開発、賃貸および管理ならびに各種施設の運営事業	(変更案第2号へ移動)
(12) 発電事業および電力、ガスその他の資源もしくはエネルギーの供給、売買に関する事業ならびに環境・エネルギー分野における商品およびサービスの提供に関する事業	(12) 発電事業および電力、ガスその他の資源もしくはエネルギーの供給、売買に関する事業ならびに環境・エネルギー分野における商品およびサービスの提供に関する事業
(13) 医療関連サービスおよび介護関連サービスの提供	(13) 医療関連サービスおよび介護関連サービスの提供
(新　設)	(14) クレジットカード業
(新　設)	(15) 信用調査業
(新　設)	(16) 前払式証票の発行、販売および管理
(新　設)	(17) 信託業、信託契約代理業
(新　設)	(18) 倉庫業
(新　設)	(19) 労働者派遣業
(新　設)	(20) 古物営業
(新　設)	(21) 宅地建物取引業
(新　設)	(22) 銀行代理業
(新　設)	(23) 人事・給与・福利厚生等の受託
(新　設)	(24) 農林水産業等に関連する事業
(14) 前各号に関する事業の仲介、代理、調査およびコンサルティング	(25) 前各号に関する事業の仲介、代理、調査およびコンサルティング
(15) 前各号に附帯または関連する一切の業務	(26) 前各号に附帯または関連する一切の業務
第3条　本店の所在地 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。	第3条　(現行どおり)
第4条　公告方法 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によりこれを行う。	第4条　公告方法 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

現　行　定　款	変　更　案
第2章　株式	**第2章　株式**
第5条　発行可能株式総数 当会社の発行可能株式総数は、3,200,000,000株とする。	第5条　発行可能株式総数 当会社の発行可能株式総数は、4,800,000,000株とする。
第6条　自己株式の取得 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	第6条　（現行どおり）
第7条　単元株式数 当会社の1単元の株式数は、100株とする。	第7条　（現行どおり）
第8条　単元未満株主の売渡請求 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。	第8条　単元未満株主の売渡請求 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。
第9条　単元未満株主の権利制限 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利 （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利 （3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 （4）前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利	第9条　単元未満株主の権利制限 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利 （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利 （3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 （4）前条に規定する単元未満株式を売り渡すことを請求する権利
第10条　株主名簿管理人 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。	第10条　株主名簿管理人 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって選定し、公告する。

現　行　定　款	変　更　案
第11条　株式取扱規則 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第11条　株式取扱規則 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規則による。
第12条　基準日 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。	第12条　基準日 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。
第3章　株主総会 第13条　株主総会の招集 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。	**第3章　株主総会** 第13条　　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第14条　株主総会の招集権者および議長 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	第14条　株主総会の招集権者および議長 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第15条　株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第15条　（現行どおり）
第16条　株主総会の議決権の代理行使 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。	第16条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第17条　株主総会の決議の方法 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	第17条　株主総会の決議の方法 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
第18条　株主総会の議事録 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。	第18条　（現行どおり）
第4章　取締役および取締役会	**第4章　取締役および取締役会**
第19条　取締役会の設置 当会社は、取締役会を置く。	第19条　（現行どおり）
第20条　取締役の員数 当会社の取締役は、22名以内とする。	第20条　取締役の員数 当会社の取締役は、22名以内とする。
（新　設）	2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、7名以内とする。
第21条　取締役の選任 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。	第21条　取締役の選任 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

現　行　定　款	変　更　案
第22条　取締役の任期 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第22条　取締役の任期 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	2. 増員として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
（新　設）	3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新　設）	5. 会社法第329条第3項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
第23条　代表取締役および役付取締役 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	第23条　代表取締役および役付取締役 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。	2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、常務取締役若干名を選定する。 なお、都合により取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役副社長若干名、専務取締役若干名を選定することができる。	3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役社長1名、その他の役付取締役若干名を選定することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第24条　取締役会の招集権者および議長 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長を置く場合は取締役会長、その他の場合は取締役社長が招集し、議長となる。 2. 取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	第24条　取締役会の招集権者および議長 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長を置く場合は取締役会長、その他の場合は取締役社長が招集し、議長となる。 2. 取締役会長に事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第25条　取締役会の招集通知 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	第25条　取締役会の招集通知 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
第26条　取締役会の決議の方法 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	第26条　取締役会の決議の方法 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
第27条　取締役会の決議の省略 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	第27条　取締役会の決議の省略 当会社は取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新　設）	第28条　重要な業務執行の決定の委任 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議により重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第28条　取締役会の議事録 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第29条　取締役会の議事録 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印もしくは署名または法務省令で定めるこれらに代わる措置をとる。
第29条　取締役会規則 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。	第30条　（現行どおり）
第30条　取締役の報酬等 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第31条 取締役の報酬等 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（新　設）	第32条　取締役の責任免除 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の定める最低責任限度額を限度として、免除することができる。
第31条　社外取締役との責任限定契約 当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金800万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	第33条　非業務執行取締役等との責任限定契約 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、法令の定める最低責任限度額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合に賠償責任を限定する契約を締結することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第5章　監査役および監査役会	**第5章　監査等委員会**
第32条　監査役および監査役会の設置 当会社は監査役および監査役会を置く。	第34条　監査等委員会の設置 当会社は監査等委員会を置く。
第33条　監査役の員数 当会社の監査役は、3名以上とする。	（削　除）
第34条　監査役の選任 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
第35条　監査役の任期 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
第36条　常勤監査役 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	第35条　常勤の監査等委員 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。
第37条　監査役会の招集通知 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	第36条　監査等委員会の招集通知 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
第38条　監査役会の決議の方法 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第37条　監査等委員会の決議の方法 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
第39条　監査役会の議事録 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第38条　監査等委員会の議事録 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印もしくは署名または法務省令で定めるこれらに代わる措置をとる。
第40条　監査役会規則 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。	第39条　監査等委員会規則 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第41条　監査役の報酬等 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	（削　除）
第42条　社外監査役との責任限定契約 当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金800万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（削　除）
第6章　会計監査人	**第6章　会計監査人**
第43条　会計監査人の設置 当会社は会計監査人を置く。	第40条　（現行どおり）
第44条　会計監査人の選任 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。	第41条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第45条　会計監査人の任期 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	第42条　（現行どおり）
第46条　会計監査人の報酬等 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第43条　会計監査人の報酬等 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章　計算	**第7章　計算**
第47条　事業年度 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	第44条　（現行どおり）
第48条　剰余金の配当等 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定める。 2. 当会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。 3. 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。	第45条　（現行どおり）
第49条　配当金の除斥期間 配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の配当金には利息をつけない。	第46条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	附　　則 第1条 責任免除の経過措置 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、当会社を吸収合併存続会社、日立キャピタル株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併の効力発生前における当該吸収合併消滅会社の執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度内で、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 2021年2月26日開催臨時株主総会の決議に基づく定款変更の効力発生前の当会社の監査役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、引き続き同臨時株主総会の決議による変更前の定款第42条の定めるところによる。

（ご参考）第3号議案・第4号議案の候補者一覧

第3号議案及び第4号議案の候補者は以下のとおりです。

第3号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）10名選任の件

候補者番号		氏名		現在の当社における地位及び担当
1	新任	川部誠治（かわべ せいじ）		
2	再任	柳井隆博（やない たかひろ）		取締役社長（代表取締役）
3	新任	西浦完司（にしうら かんじ）		
4	再任	野々口剛（ののぐち つよし）		専務取締役 コーポレートセンター担当
5	新任	安栄香純（あんえい かずみ）		
6	新任	井上悟志（いのうえ さとし）		
7	新任	佐藤晴彦（さとう はるひこ）		
8	新任	中田裕康（なかた ひろやす）	社外取締役 独立役員	監査役
9	再任	鴨脚光眞（いちょう みつまさ）	社外取締役	取締役
10	新任	佐々木百合（ささき ゆり）	社外取締役 独立役員	

第4号議案　監査等委員である取締役5名選任の件

候補者番号		氏名		現在の当社における地位及び担当
1	新任	木住野誠一郎（きしの せいいちろう）		
2	新任	三明秀二（みあけ しゅうじ）		常勤監査役
3	新任	箕浦輝幸（みのうら てるゆき）	社外取締役 独立役員	取締役
4	新任	平岩孝一郎（ひらいわ こういちろう）	社外取締役 独立役員	
5	新任	金子裕子（かねこ ひろこ）	社外取締役 独立役員	監査役

社外取締役 … 社外取締役候補者　　独立役員 … 東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し独立役員として届け出る候補者

第3号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）10名選任の件

当社は、第1号議案「当社と日立キャピタル株式会社との合併契約承認の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」のご承認をいただくことを前提として、2021年4月1日に予定しております本合併に伴い、監査等委員会設置会社へ移行いたします。当社の現在の取締役9名の任期は会社法第332条第7項第1号の定めに従い、定款変更の効力発生の時をもって満了するとともに、本合併に伴う事業規模の拡大等を踏まえ、合併契約書第7条に規定された取締役の員数の枠内で、新たに取締役（監査等委員である者を除く。）10名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、各取締役（監査等委員である者を除く。）候補者の選任の効力は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、本合併及び定款変更の効力が発生することを条件として、それらの効力発生日（2021年4月1日予定）をもって生じることといたします。

取締役（監査等委員である者を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

新任

川部 誠治（かわべ せいじ）

生年月日：1955年9月3日

所有する当社株式の数：0株

所有する日立キャピタル株式会社株式の数：19,500株

略歴（地位及び担当ならびに重要な兼職の状況）

1980年	4月	日立リース株式会社（現日立キャピタル株式会社）入社
2000年	8月	同関西支社営業第二部長
2000年	10月	日立キャピタル株式会社関西営業本部関西第一法人営業支店営業第二部長
2002年	4月	同関西営業本部関西法人営業支店長兼営業第二部長
2003年	4月	同本社第一営業本部長
2007年	9月	同営業統括部門副部門長兼東京第二営業本部副本部長
2008年	4月	同執行役常務営業統括部門副部門長
2009年	4月	同執行役常務営業統括部門長
2012年	4月	同執行役専務法人事業、日立グループ事業、金融サービス事業管掌
2014年	4月	同執行役専務CMO
2015年	4月	同執行役専務CMO 営業統括本部長兼サービス事業本部長
2016年	4月	同代表執行役執行役社長兼CEO（現職）
2016年	6月	同取締役（現職）

■ 新任候補者とする理由

日立キャピタル株式会社において2016年から代表執行役執行役社長兼CEOを務め、グローバルに展開する同社経営を主導した経験に基づく深い知見と、豊富な経営経験を有しています。統合新会社における取締役会長として、経営の監督と執行の両面を担い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指していくことに最適な候補者であると判断し、新任の取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

再任

柳井 隆博（やない たかひろ）

生年月日：1958年5月4日

所有する当社株式の数：9,200株

所有する日立キャピタル株式会社株式の数：0株

略歴（地位及び担当ならびに重要な兼職の状況）

1982年	4月	株式会社三菱銀行入行
2012年	5月	株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員
2015年	6月	株式会社三菱東京UFJ銀行常務取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役常務
2016年	5月	株式会社三菱東京UFJ銀行専務執行役員
2017年	6月	三菱UFJリース株式会社取締役社長（現職） 同執行役員兼務（現職）

■ 再任候補者とする理由

日本を代表する金融機関での豊富な経営経験をもとに2017年に当社の取締役社長に就任し、業務執行の最高責任者を務めております。グローバルに展開する当社経営を主導した経験に基づく深い知見と、豊富な経営経験を有しており、統合新会社においても、引き続き取締役社長として経営の指揮を執り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指していくことに最適な候補者であると判断し、再任の取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

新任

西浦 完司（にしうら かんじ）

生年月日：1958年2月11日

所有する当社株式の数：0株

所有する日立キャピタル株式会社株式の数：0株

略歴（地位及び担当ならびに重要な兼職の状況）

1980年	4月	三菱商事株式会社入社
2003年	1月	株式会社メタルワン出向
2009年	4月	三菱商事株式会社金属グループＣＥＯオフィス室長
2010年	4月	同執行役員金属グループＣＥＯオフィス室長
2011年	4月	同執行役員非鉄金属本部長
2013年	4月	同執行役員金属資源第一本部長（兼）ＭＤＰ事業部長
2015年	4月	同常務執行役員金属グループＣＯＯ
2016年	4月	同常務執行役員金属グループＣＥＯ
2018年	4月	同常務執行役員コーポレート担当役員（業務、調査、経済協力、ロジスティクス総括）（兼）アジア・大洋州統括
2018年	6月	同代表取締役（兼）常務執行役員コーポレート担当役員（業務、調査、経済協力、ロジスティクス総括）（兼）アジア・大洋州統括
2019年	4月	同代表取締役（兼）常務執行役員コーポレート担当役員（地域戦略）
2020年	4月	同取締役
2020年	6月	同顧問（現職）

■ **新任候補者とする理由**

日本を代表する総合商社での豊富な経営経験に加え、グローバルに展開する当社の事業経営を担うことができる十分な知見を有しております。統合新会社における業務執行取締役として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献頂くことを期待し、新任の取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

再任

野々口 剛（ののぐち つよし）

生年月日：1960年9月26日

所有する当社株式の数：16,500株

所有する日立キャピタル株式会社株式の数：0株

略歴（地位及び担当ならびに重要な兼職の状況）

1984年	4月	株式会社三菱銀行入行
2011年	6月	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行執行役員法人業務部長
2012年	6月	三菱ＵＦＪリース株式会社理事審査第一部部長
2012年	6月	同常務執行役員
2013年	6月	同常務取締役 同執行役員兼務（現職）
2016年	6月	同専務取締役（現職）
2018年	6月	日立キャピタル株式会社取締役（現在の担当） コーポレートセンター担当

■ **再任候補者とする理由**

日本を代表する金融機関での豊富な経験に加え、グローバルに展開する当社の事業経営に携わりつつ培った審査・人事・リスク管理を中心とするコーポレート部門での経験と知見を活かし、統合新会社においても、引き続き業務執行取締役として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献頂くことを期待し、再任の取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

新任

安栄 香純（あんえい かずみ）

生年月日：1960年9月18日

所有する当社株式の数：0株

所有する日立キャピタル株式会社株式の数：5,200株

略歴（地位及び担当ならびに重要な兼職の状況）

1985年	4月	日立リース株式会社（現日立キャピタル株式会社）入社
2003年	4月	日立キャピタル株式会社関西営業本部関西法人営業支店営業第二部長
2005年	4月	同関西営業本部関西法人営業支店長
2010年	4月	同神奈川営業本部長
2011年	4月	同法人事業本部東京第三営業本部長
2011年	10月	同法人事業本部副本部長
2014年	4月	同理事法人事業本部長兼アカウント営業推進本部副本部長
2015年	4月	同理事営業統括本部法人事業本部長
2016年	4月	同執行役営業統括本部法人事業本部長兼サービス事業本部長
2017年	4月	同執行役営業統括本部日本地域担当兼アカウント事業本部長
2018年	4月	同執行役常務営業統括本部副本部長兼日本地域担当兼環境・エネルギー事業本部長
2019年	4月	同執行役常務営業統括本部副本部長兼日本地域担当
2020年	4月	同執行役専務ＣＭＯ、事業強化本部長（欧州地域、米州地域管掌）（現職）

■ **新任候補者とする理由**

日立キャピタル株式会社において2016年から執行役、2020年からＣＭＯを務め、グローバルに展開する同社の事業全般を牽引してきた経験と知見を活かし、統合新会社における業務執行取締役として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献頂くことを期待し、新任の取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

新任

井上 悟志（いのうえ さとし）

生年月日：1959年4月13日

所有する当社株式の数：0株

所有する日立キャピタル株式会社株式の数：2,600株

略歴（地位及び担当ならびに重要な兼職の状況）

1983年	4月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
2013年	4月	日立キャピタル株式会社財務本部財務部調査企画グループ長
2014年	4月	同理事財務統括本部副本部長
2016年	4月	同理事経営基盤強化統括本部財務本部副本部長兼財務部長
2017年	4月	同執行役ＣＦＯ、経営基盤強化統括本部財務本部長兼財務部長
2019年	4月	同執行役常務ＣＦＯ、経営基盤強化統括本部財務本部長
2020年	4月	同執行役専務ＣＦＯ、財務本部長（人財本部管掌）（現職）

■ **新任候補者とする理由**

日立キャピタル株式会社において2017年から執行役、ＣＦＯを務め、グローバルに展開する同社の経営全般に携わりつつ培った財務を中心とするコーポレート部門での経験と知見を活かし、統合新会社における業務執行取締役として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献頂くことを期待し、新任の取締役候補者といたしました。

候補者番号 7

新任

佐藤 晴彦（さとう はるひこ）

生年月日：1965年6月19日

所有する当社株式の数：0株

所有する日立キャピタル株式会社株式の数：0株

略歴（地位及び担当ならびに重要な兼職の状況）

1989年	4月	三菱商事株式会社入社
2002年	11月	独国三菱商事会社
2007年	1月	三菱商事株式会社モスコー事務所
2009年	4月	同トレジャラーオフィス
2014年	3月	北米三菱商事会社ＣＦＯ、コーポレート部門ＳＶＰ
2019年	4月	三菱商事株式会社電力ソリューション管理部長（現職）

■ 新任候補者とする理由

日本を代表する総合商社での豊富な経験に加え、グローバルに展開する当社の事業経営を担うことができる十分な知見を有しております。統合新会社における業務執行取締役として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献頂くことを期待し、新任の取締役候補者といたしました。

候補者番号 8

新任　社外取締役　独立役員

中田 裕康（なかた ひろやす）

生年月日：1951年8月29日

所有する当社株式の数：0株

所有する日立キャピタル株式会社株式の数：0株

取締役会への出席状況（2020年度）：8回／ 8回（100%）

監査役会への出席状況（2020年度）：11回／ 11回（100%）

社外監査役としての在任期間：2年8か月

略歴（地位及び担当ならびに重要な兼職の状況）

1977年	4月	最高裁判所司法研修所司法修習修了。弁護士登録（第二東京弁護士会）（1990年3月まで）
1990年	4月	千葉大学法経学部助教授
1993年	6月	同教授
1995年	4月	一橋大学法学部教授
1999年	4月	同大学院法学研究科教授
2003年	4月	同大学評議員
2008年	4月	東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授
2015年	4月	一橋大学名誉教授
2017年	4月	早稲田大学大学院法務研究科教授（現職）
2017年	6月	東京大学名誉教授
2018年	6月	三菱ＵＦＪリース株式会社監査役（現職）

（重要な兼職の状況）
早稲田大学大学院法務研究科教授

■ 新任候補者とする理由

大学教授としての学識や法律の専門家としての深い知見を活かし、2018年に当社監査役に就任した後は、中立かつ客観的な視点から監査を行うことにより、当社経営の健全性確保に貢献頂いております。統合新会社においては、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂くことを期待し、新任の取締役候補者といたしました。

候補者番号 9

再任　社外取締役

鴨脚 光眞（いちょう みつまさ）

生年月日：1960年1月19日

所有する当社株式の数：0株

所有する日立キャピタル株式会社株式の数：0株

取締役会への出席状況（2020年度）：8回／ 8回（100%）

社外取締役としての在任期間：1年8か月

略歴（地位及び担当ならびに重要な兼職の状況）

1982年	4 月	三菱商事株式会社入社
2012年	4 月	同機械グループ管理部長
2014年	4 月	同執行役員リスクマネジメント部長
2017年	4 月	同執行役員事業投資総括部長
2018年	1 月	同常務執行役員コーポレート担当役員（国内）（兼）関西支社長
2018年	6 月	同代表取締役（兼）常務執行役員
2019年	4 月	同取締役（兼）常務執行役員複合都市開発グループＣＥＯ
2019年	6 月	同常務執行役員複合都市開発グループＣＥＯ（現職） 三菱ＵＦＪリース株式会社取締役（現職）

（重要な兼職の状況）
三菱商事株式会社常務執行役員複合都市開発グループＣＥＯ

■ **再任候補者とする理由**

日本を代表する総合商社での豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見を活かし、2019年に当社取締役に就任した後は、実践的な視点により、取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂いております。統合新会社においても引き続き、社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂くことを期待し、再任の取締役候補者といたしました。

候補者番号 10

新任　社外取締役

独立役員

佐々木 百合（ささき ゆり）

生年月日：1967年5月26日

所有する当社株式の数：0株

所有する日立キャピタル株式会社株式の数：100株

略歴（地位及び担当ならびに重要な兼職の状況）

1995年	4 月	一橋大学助手（商学部）
1998年	4 月	高千穂商科大学（現高千穂大学）商学部助教授
2001年	4 月	明治学院大学経済学部助教授
2006年	4 月	ワシントン大学客員研究員
2007年	4 月	明治学院大学経済学部教授（現職）
2014年	6 月	一般社団法人全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関理事（現職）
2015年	11月	ワシントン大学客員研究員
2018年	6 月	日立キャピタル株式会社取締役（現職）
2020年	4 月	明治学院大学経済学部長（現職）

（重要な兼職の状況）
明治学院大学経済学部教授
明治学院大学経済学部長
一般社団法人全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関理事

■ **新任候補者とする理由**

国際金融に関する研究者としての卓越した知見や豊富な経験と、大学教授としての学識を活かすとともに、日立キャピタル株式会社における経営監督の豊富な経験を統合新会社の経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂くことを期待し、新任の取締役候補者といたしました。

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、候補者中田裕康、鴨脚光眞、佐々木百合の各氏が選任された場合には、各氏との間で、法令の定める最低責任限度額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合に賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定であります。なお、各氏との間の同契約の締結は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、本合併及び定款変更の効力が発生することを条件とします。
3. 当社は、候補者中田裕康、佐々木百合の両氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ることを予定しております。
4. 候補者中田裕康、佐々木百合の両氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、「新任候補者とする理由」に記載の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。

第4号議案　監査等委員である取締役5名選任の件

第1号議案「当社と日立キャピタル株式会社との合併契約承認の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」のご承認をいただくことを前提として、2021年4月1日に予定しております本合併及び監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出については監査役会の同意を得ております。

また、各監査等委員である取締役候補者の選任の効力は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、本合併及び定款変更の効力が発生することを条件として、それらの効力発生日（2021年4月1日予定）をもって生じることといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

新任

木住野誠一郎（きしの せいいちろう）

生年月日：1956年3月1日

所有する当社株式の数：0株

所有する日立キャピタル株式会社株式の数：13,600株

略歴（地位及び担当ならびに重要な兼職の状況）

1978年	4月	株式会社日立製作所入社
2000年	6月	同電力・電機グループ財務部副部長
2004年	6月	同情報・通信グループ財務本部金融経理部長
2007年	4月	同財務二部長
2010年	4月	同理事財務二部長
2013年	4月	日立キャピタル株式会社執行役専務財務ソリューション事業本部長兼経営戦略本部長
2014年	4月	同執行役専務CSO兼CSR責任者兼経営戦略統括本部長
2015年	4月	同執行役専務CSO兼CIO兼CSR責任者兼経営戦略統括本部長兼スマートトランスフォーメーション統括本部長
2016年	4月	同代表執行役執行役副社長経営基盤強化統括本部長
2020年	4月	同代表執行役執行役副社長CIO兼CISO（現職）

■ **新任候補者とする理由**

日本を代表するメーカーでの豊富な経験に加え、日立キャピタル株式会社において2016年から代表執行役執行役副社長を務める等、グローバルに展開する同社経営全般を牽引し、経営基盤やデジタル化への深い知見と、豊富な経営経験を有しています。統合新会社においては、監査等委員である取締役として、当社経営の健全性確保に貢献頂くことを期待し、新任の取締役（監査等委員）候補者といたしました。

候補者番号 2

新任

三明秀二（みあけ しゅうじ）

生年月日：1961年4月27日

所有する当社株式の数：3,400株

所有する日立キャピタル株式会社株式の数：0株

略歴（地位及び担当ならびに重要な兼職の状況）

1984年	4月	株式会社東海銀行入行
2006年	3月	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行練馬支社長
2008年	6月	同法人業務部副部長（特命）
2010年	1月	同八重洲通支社長
2012年	5月	同理事本部審議役
2012年	6月	三菱ＵＦＪリース株式会社営業統括部部長
2012年	6月	同名古屋第一営業部長
2012年	7月	同理事名古屋第一営業部長
2014年	6月	同執行役員名古屋第一営業部長
2016年	5月	同常務執行役員中部事業カンパニー長
2017年	4月	同常務執行役員中部エリアカンパニー長
2019年	6月	同常勤監査役（現職）

■ **新任候補者とする理由**

日本を代表する金融機関での豊富な経験に加え、グローバルに展開する当社の事業経営に携わりつつ培った豊富な経験と財務・会計等に関する知見を活かし、2019年に当社監査役に就任した後は、当社経営の健全性確保に貢献頂いております。統合新会社においても、監査等委員である取締役として、引き続き、当社経営の健全性確保に貢献頂くことを期待し、取締役（監査等委員）候補者といたしました。

候補者番号 3

新任　社外取締役

独立役員

箕浦 輝幸（みのうら てるゆき）

生年月日：1943年10月5日

所有する当社株式の数：0株

所有する日立キャピタル株式会社株式の数：0株

取締役会への出席状況（2020年度）：8回／ 8回（100%）

社外取締役としての在任期間：7年8か月

略歴（地位及び担当ならびに重要な兼職の状況）

1967年	4 月	トヨタ自動車工業株式会社入社
2003年	6 月	トヨタ自動車株式会社専務取締役
2004年	6 月	ダイハツ工業株式会社取締役副社長
2005年	6 月	同取締役社長
2010年	6 月	トヨタ紡織株式会社取締役会長
2012年	6 月	同相談役
2013年	6 月	三菱ＵＦＪリース株式会社取締役（現職）

■ 新任候補者とする理由

日本を代表するメーカーでの豊富な経営経験と高い識見を活かし、2013年に当社取締役に就任した後は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂いております。統合新会社においては、監査等委員である取締役として、当社経営の健全性確保に貢献頂くことを期待し、新任の社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。

候補者番号 4

新任　社外取締役

独立役員

平岩 孝一郎（ひらいわ こういちろう）

生年月日：1950年1月2日

所有する当社株式の数：0株

所有する日立キャピタル株式会社株式の数：1,400株

略歴（地位及び担当ならびに重要な兼職の状況）

1974年	4 月	日本銀行入行
1997年	5 月	同岡山支店長
2002年	1 月	同京都支店長
2004年	4 月	株式会社ＮＴＴデータ金融ビジネス事業本部ビジネス企画部長
2005年	6 月	同金融ビジネス事業本部金融戦略ビジネス推進室長
2008年	7 月	同金融ビジネス推進部金融ビジネス企画室長
2009年	3 月	株式会社京都ホテル代表取締役社長
2015年	3 月	アライドテレシスホールディングス株式会社取締役
2015年	3 月	株式会社アプアコンサルティング代表取締役
2015年	6 月	日立キャピタル株式会社取締役（現職）
2017年	12月	株式会社ドリームエステート東京代表取締役（現職）
2019年	6 月	日立キャピタル株式会社取締役会議長（現職）

（重要な兼職の状況）
株式会社ドリームエステート東京代表取締役

■ 新任候補者とする理由

本邦の中央銀行や日本を代表する通信会社での経験及び大手ホテルの経営などを通じた豊富な知見を活かし、2015年に日立キャピタル株式会社の取締役に就任（2019年6月からは取締役会議長）した後は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、同社取締役会の実効的な運営、適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献しております。また、同社において監査委員長を務めたことから、委員会監査に関する豊富な実績と経験を有しております。統合新会社においては、監査等委員である取締役として、当社経営の健全性確保に貢献頂くことを期待し、新任の社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。

候補者番号 5

新任　社外取締役　独立役員

金子 裕子（かねこ ひろこ）

生年月日：1958年3月28日

所有する当社株式の数：0株
所有する日立キャピタル株式会社株式の数：0株
取締役会への出席状況（2020年度）：6回／ 6回（100%）
監査役会への出席状況（2020年度）：8回／ 8回（100%）
金子裕子氏が監査役に就任した2020年6月の定時株主総会以降に開催した取締役会は6回、監査役会は8回です。
社外監査役としての在任期間：8か月

略歴（地位及び担当ならびに重要な兼職の状況）

1980年	4月	札幌テレビ放送株式会社入社
1989年	10月	太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
1993年	2月	公認会計士登録
2007年	5月	新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）パートナー
2010年	7月	同シニアパートナー
2018年	4月	早稲田大学大学院会計研究科教授（現職）
2018年	6月	株式会社商工組合中央金庫監査役（現職）
2019年	6月	神奈川中央交通株式会社取締役（現職）
2020年	6月	三菱ＵＦＪリース株式会社監査役（現職）

（重要な兼職の状況）
早稲田大学大学院会計研究科教授
株式会社商工組合中央金庫監査役
神奈川中央交通株式会社取締役

■ **新任候補者とする理由**

大手監査法人および大学教授としての豊富な経験と、会計の専門家としての深い知見を活かし、2020年に当社監査役に就任した後は、中立かつ客観的な視点から監査を行うことにより、当社経営の健全性確保に貢献頂いております。統合新会社においても、監査等委員である取締役として、引き続き、当社経営の健全性確保に貢献頂くことを期待し、社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、候補者木住野誠一郎、三明秀二、箕浦輝幸、平岩孝一郎、金子裕子の各氏が選任された場合には、各氏との間で、法令の定める最低責任限度額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合に賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定であります。なお、各氏との間の同契約の締結は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、本合併及び定款変更の効力が発生することを条件とします。
3. 当社は、候補者箕浦輝幸、平岩孝一郎、金子裕子の各氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ることを予定しております。
4. 候補者金子裕子氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、「新任候補者とする理由」に記載の理由から、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。

第5号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「当社と日立キャピタル株式会社との合併契約承認の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」のご承認をいただくことを前提として、2021年4月1日に予定しております本合併に伴い、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2009年6月26日開催の第38期定時株主総会において、年額4億8,000万円以内としてご承認いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、新たに取締役（監査等委員である者を除く。）に対する報酬額を、その職務と責任及び員数並びに経済情勢等を考慮のうえ、年額8億円（4月1日から翌3月31日における年額。うち社外取締役1億円）以内とすることをお願いしたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第3号議案「取締役（監査等委員である者を除く。）10名選任の件」が原案どおり可決された場合、取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は10名（うち、社外取締役3名）となります。

なお、この報酬額決定の効力は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、それらの効力が発生することを条件として生じることといたします。

第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「当社と日立キャピタル株式会社との合併契約承認の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」のご承認をいただくことを前提として、2021年4月1日に予定しております本合併に伴い、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、その職務と責任及び員数並びに経済情勢等を考慮のうえ、年額2億円（4月1日から翌3月31日における年額）以内とすることをお願いしたいと存じます。

第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり可決された場合、監査等委員である取締役の員数は5名となります。

なお、この報酬額決定の効力は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、それらの効力が発生することを条件として生じることといたします。

第7号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社は、第1号議案「当社と日立キャピタル株式会社との合併契約承認の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」のご承認をいただくことを前提として、2021年4月1日に予定しております本合併に伴い、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の株式報酬型ストックオプションの報酬額は、2009年6月26日開催の第38期定時株主総会において、年額1億5,000万円以内としてご承認いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、新たに監査等委員でない取締役（社外取締役及び国外において課税対象となる者を除く。）に対する報酬額を、その職務と責任及び員数並びに経済情勢等を考慮のうえ、年額1億5,000万円（4月1日から翌3月31日の年額）以内とすることをお願いしたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第3号議案「取締役（監査等委員である者を除く。）10名選任の件」が原案どおり可決された場合、本制度の対象となる当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）の員数は7名となります。

なお、本制度は、第5号議案「取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額決定の件」とは別枠のものであります。

また、この株式報酬額及び内容決定の効力は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、それらの効力が発生することを条件として生じることといたします。

●本制度における報酬等の内容等

（1）提案の理由

本制度は、2009年6月26日開催の第38期定時株主総会においてご承認済の制度と実質的に同一のものであり、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）の報酬と、当社の業績及び株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的としており、相当であると考えております。

(2) ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、付与株式数）は100株とします。なお、本議案の決議日（以下、決議日）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整等を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整等を行うことができるものとします。

なお、当社普通株式100万株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とするものとします。

② 新株予約権の総数

1万個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

③ 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個あたりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とします。

また、割当てを受ける者に対して、この払込金額と同額の報酬を付与することとし、この者が、金銭による払込みに代えて、この報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とします。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑦ 新株予約権の行使の条件
　新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当社の取締役及び執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応答日から新株予約権を行使することができるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

⑧新株予約権の取得条項の概要
　当社は、以下のⅰ、ⅱ、ⅲ、ⅳまたはⅴの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
　ⅰ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
　ⅱ．当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
　ⅲ．当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
　ⅳ．当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
　ⅴ．新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑨ 新株予約権のその他の内容等
　新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

第8号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）に対する非金銭報酬（社宅の提供）の額及び内容決定の件

当社は、第1号議案「当社と日立キャピタル株式会社との合併契約承認の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」のご承認をいただくことを前提として、2021年4月1日に予定しております本合併に伴い、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社は、取締役（社外取締役を除く。）が担当または駐在地の変更を伴う異動により自宅と離れた地域に居住する必要が生じた場合、当該取締役に対し、適当な物件を社宅として提供することとしています（以下、当社が社宅を借り上げることに要する1か月あたりの賃料の総額と、取締役より徴収する1か月あたりの社宅料の総額との差額を、「社宅提供に係る非金銭報酬」という。）。

社宅提供に係る非金銭報酬は、2007年6月28日開催の第36期定時株主総会において、月額2百万円以内としてご承認いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、新たに取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）に対する社宅提供に係る非金銭報酬報酬額を、月額2百万円以内として設定することをお願いしたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第3号議案「取締役（監査等委員である者を除く。）10名選任の件」が原案どおり可決された場合、本制度の対象となる当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）の員数は7名となります。

本件は、従前の制度と実質的に同一のものであり、取締役の業務執行を迅速かつ円滑に行うことを目的としております。また、提供する社宅は一般標準的な社宅としており、相当であると考えております。

なお、本制度は、第5号議案「取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額決定の件」及び第7号議案「取締役（監査等委員である者を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容決定の件」とは別枠のものであります。

また、この報酬額及び内容決定の効力は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、それらの効力が発生することを条件として生じることといたします。

以　上

＜ご参考＞

当社「取締役の選任基準」

1. 心身ともに健康で、業務の遂行に支障がないこと。
2. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること。
3. 遵法精神に富んでいること。
4. 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること。
5. 社外取締役については、上記1.～4.に加え、（イ）出身の各分野における経験・実績と識見を有していること、及び、（ロ）取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献できること。

当社「社外取締役の独立性判断基準」

当社では、東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下(1)～(6)の該当の有無を確認し、本人の客観的、実質的な独立性も考慮した上で、独立性を判断しております。

（1）当社の主要株主（総議決権の10％以上を保有する者）またはその業務執行者（※1）
（2）当社の定める基準を超える借入先（※2）の業務執行者
（3）当社の定める基準を超える取引先（※3）の業務執行者
（4）当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
（5）当社の会計監査人の代表社員または社員
（6）当社より、一定額を超える寄附（※4）を受けた団体に属する者

（※1）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいう。
（※2）当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が連結総資産の2％を超える借入先をいう。
（※3）当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社或いは取引先の連結売上高の2％を超える取引先をいう。
（※4）一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいう。

なお、上記(1)～(6)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断し、独立役員として東京証券取引所など国内の金融商品取引所に届け出た場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

MEMO

会場案内図

ホテルニューオータニ　ザ・メイン宴会場階　鶴（西）の間

東京都千代田区紀尾井町４番１号　電話（03）3265-1111

交通機関のご案内

ＪＲ	中央線・総武線	「四ツ谷駅」	麹町口	徒歩９分
東京メトロ	有楽町線	「麹町駅」	２番口	徒歩９分
	丸ノ内線　南北線	「四ツ谷駅」	１番口	徒歩９分
	銀座線　丸ノ内線	「赤坂見附駅」	Ｄ紀尾井町口	徒歩10分
	半蔵門線　南北線　有楽町線	「永田町駅」	７番口	徒歩10分

館内のご案内

四ツ谷駅、麹町駅方面よりお越しの方はザ・メイン宴会場階玄関よりお入りいただき「鶴（西）の間」へお進みください。

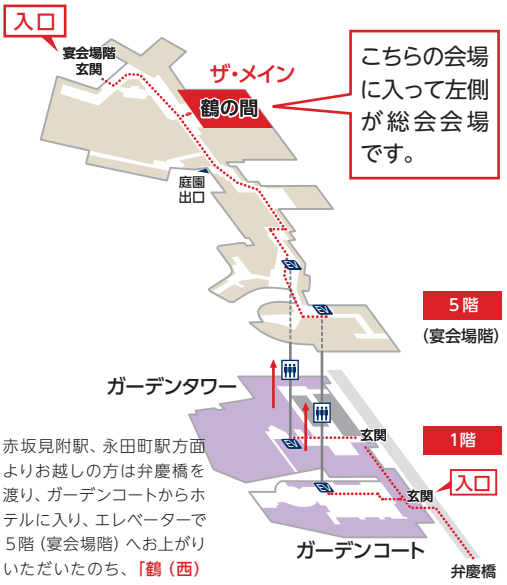

赤坂見附駅、永田町駅方面よりお越しの方は弁慶橋を渡り、ガーデンコートからホテルに入り、エレベーターで５階（宴会場階）へお上がりいただいたのち、「鶴（西）の間」へお進みください。

※ 駐車場のご用意はいたしておりません。

前回と会場が異なっておりますのでご注意下さい。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK　地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。